

平成17年(オ)第1094号

平成17年(受)第1262号

決 定

カナダ ブリティッシュコロンビア州バンクーバー市41番通り西3
424

上告人兼申立人 アレクサンダー・マリー・ウ
ッド

同代理人弁護士 本 田 正 幸

被上告人兼相手方 ウ ッ ド あ や 子

被 拘 束 者 ウッド アレクサンダー多佳
良間庭

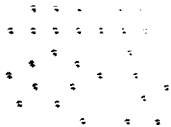
同 所

被 拘 束 者 マナミ・シーナ・マニワ・ウ
ッド

上記当事者間のさいたま地方裁判所平成17年(人)第1号人身保護請求事件に
ついて、同裁判所が平成17年5月18日に言い渡した判決に対し、上告人兼申立
人から上告及び上告受理の申立てがあった。よって、当裁判所は、次のとおり決定
する。

主 文

本件上告を棄却する。



本件を上告審として受理しない。

上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

理 由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、理由の不備・食違いをいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

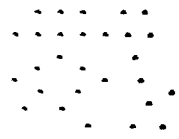
平成17年9月8日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 島 田 仁 郎

裁判官 横 尾 和 子

裁判官 甲 斐 中 辰 夫



裁判官

泉

德

治

裁判官

才

口

千

晴